

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業</p> <p>三 次のいずれかに該当する機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。）若しくは運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。）の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業</p> <p>イ 原動機の定格出力が七・五キロワットを<u>超えるもの</u></p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>四～五の二 （略）</p> <p>六 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を五台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、三台以上）有する事業場において<u>行う</u>当該機械による作業</p> <p>七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において<u>行う</u>当該機械による作業</p>	<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて<u>行なう</u>金属の溶接、溶断又は加熱の作業</p> <p>三 次のいずれかに該当する機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。）若しくは運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。）の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業</p> <p>イ 原動機の定格出力が七・五キロワットを<u>こえるもの</u></p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>四～五の二 （略）</p> <p>六 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を五台以上（当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、三台以上）有する事業場において<u>行なう</u>当該機械による作業</p> <p>七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において<u>行なう</u>当該機械による作業</p>

八〇九 (略)

十 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業

十の二 ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石の採取のためのもを除く。)をいう。以下同じ。)の掘削の作業(掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。)又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工(ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。)の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業

十の三 ずい道等の覆工(ずい道型枠支保工(ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型枠並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業

十一 (略)

十二 高さが二メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。)

十三 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数五百トン未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く。)

十四 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解体の作業

十五〇十七 (略)

八〇九 (略)

十 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業

十の二 ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石の採取のためのもを除く。)をいう。以下同じ。)の掘削の作業(掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。)又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工(ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。)の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業

十の三 ずい道等の覆工(ずい道型枠支保工(ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型枠並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業

十一 (略)

十二 高さが二メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによつて行なわれるものを除く。)

十三 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数五百トン未満の船舶において揚貨装置を用いないで行なうものを除く。)

十四 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解体の作業

十五〇十七 (略)

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）

十九 別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行なう隔離室におけるものを除く。）に係る作業

二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行なう隔離室におけるものを除くものとし、同表第六号に掲げる業務にあつては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る。）に係る作業  
二十一～二十三（略）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～九の十二（略）

九の十三 酸化プロピレン

十～十四の八（略）

十四の九 一・四―ジクロロ―二―ブテン

十四の十一 一・一―ジメチルヒドラジン

十四の十一 N・N―ジメチルホルムアミド

十五～三十（略）

三十の二 一・三―プロパンストロン

三十一～四十（略）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一～六（略）

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）

十九 別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行なう隔離室におけるものを除く。）に係る作業

二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行なう隔離室におけるものを除くものとし、同表第六号に掲げる業務にあつては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る。）に係る作業  
二十一～二十三（略）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～九の十二（略）

十～十四の八（略）

十四の九 N・N―ジメチルホルムアミド

十五～三十（略）

三十一～四十（略）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一～六（略）

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造

し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場  
八〇十（略）

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六（略）

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第

し、若しくは取り扱う屋内作業場、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十（略）

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二条 法第六十六条第二項 前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六（略）

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第

二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十四号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十四号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一〇十四 (略)

十四の二 酸化プロピレン

十五 (略)

十五の二 一・一ジメチルヒドラジン

十六〇二十四 (略)

3 (略)

(健康管理手帳を交付する業務)

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

二 ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

三・四 (略)

五 無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の三パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務

六〇十二 (略)

第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一〇十四 (略)

十五 (略)

十六〇二十四 (略)

3 (略)

(健康管理手帳を交付する業務)

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

二 ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントをこえて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

三・四 (略)

五 三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の三パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務

六〇十二 (略)

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第二十

一条、第二十二条関係）

一 （略）

二 第二类物質

1 ～ 14 （略）

15 酸化プロピレン

16 ～ 19 （略）

19 の 2 一・一 ジメチルヒドラジン

20 ～ 37 （略）

三 （略）

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第二十

一条、第二十二条関係）

一 （略）

二 第二类物質

1 ～ 14 （略）

15 削除

16 ～ 19 （略）

20 ～ 37 （略）

三 （略）

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第三条 次に掲げる物（既存石綿含有製品等に該当するものを除く。次条第二項において「適用除外製品等」という。）については、当分の間、法第五十五条の規定は、適用しない。</p> <p>一 石綿ジョイントシートガスケットチングから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。次号において同じ。）を含有するガスケットであつて、この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分に使用されるものうち、直径千五百ミリメートル以上のもの</p>	<p>附 則</p> <p>第三条 次に掲げる物（既存石綿含有製品等に該当するものを除く。次条第二項において「適用除外製品等」という。）については、当分の間、法第五十五条の規定は、適用しない。</p> <p>一 石綿ジョイントシートガスケットチングから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この条において同じ。）を含有するガスケットであつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（三百度以上の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの</p> <p>ロ 既存化学工業施設の設備の接合部分に使用されるものであつて、直径千五百ミリメートル以上のもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>二 石綿を含有するうず巻形ガスケットであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの</p> <p>イ 亜硝酸及びその塩</p> <p>ロ 硝酸及びその塩</p> <p>ハ 硫酸及びその塩</p>

二 石綿又は石綿を含有する製剤その他の物であつて、前号に掲げる物の原料又は材料として使用されるもの

三 石綿を含有するグラウンドパッキンであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

イ 亜硝酸及びその塩  
ロ 硝酸及びその塩  
ハ 硫酸及びその塩

四 石綿又は石綿を含有する製剤その他の物であつて、前三号に掲げる物の原料又は材料として使用されるもの